



静岡労働局発表  
平成26年11月11日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
(電話) 054-254-6315

平成26年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について  
- 6件の産業別最低賃金の改正決定 -

静岡労働局(局長 柳瀬 倫明)は6件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会(会長 居城 舜子)からの答申に基づき、下表のとおり決定し、本日(11月11日)までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月13日に効力が発生する。

【静岡県産業別最低賃金改正一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	改正金額(時間額)	現行金額(時間額)	引上げ額	効力発生予定日
パルプ・紙・加工紙製造業	772円	758円	14円	平成26年 12月13日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	819円	807円	12円	
鉄鋼、非鉄金属製造業	852円	839円	13円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	864円	851円	13円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836円	823円	13円	
各種商品小売業	810円	799円	11円	

(参考) 静岡県最低賃金は10月5日から765円に改正されている。